

憲法 採点基準

問題1 20点

性同一性障害者が、心の性に適合する生活を送ることについて、戸籍上の性別変更等も含め、これをどのような権利として憲法のどの条文に基礎づけるか、これがどのような重要性を持っているかということについて、それぞれ5点を配点する。

未決拘禁者であるということで、その人権の制約においてどのような配慮が必要かについて、3点を配点する。

ホルモン治療について、それが性同一性障害者について必要不可欠な治療といえるかどうかについての論述に、12点を配点する。通常人は体内でホルモン生成をしているが、それができない者について治療でそれを補うというのは、通常は必要な治療だといえるだろう。しかしながら、更年期においては生来の女性もホルモン生成量が少なくなってさまざまな不調が出るのであり、それと同様の不調だと考えるなら、拘置所内で更年期女性にホルモン治療を行わないのであれば、性同一性障害者にも投与の必要がないとも考えられる。結論はいずれでもかまわないが、その理由をしっかりと書けていることが必要である。

なお、31条の適正手続の観点からの論述がある場合には、3点を限度に加点する。

問題2 5点

憲法第53条には、「いずれかの議員の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない」と書かれている。適切に条文を挙げられていることに1点を配点する。

憲法上、「いつまでに」という期日の指定がないので、いつでも良いのか、それとも一定期間内に召集する義務があると考えべきなのか。これと関連して、4か月先に常会があるということは、それまでに臨時会の召集をしない理由となり得るか。それぞれについて、2点を配点する。